

独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 七（略）</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十条の二第一項の規定による立入検査</p> <p>二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 七（略）</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二十条の二第一項の規定による立入検査を行う。</p>

独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 五（略）</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 種苗法（平成十年法律第八十三号）第五十三条の二第一項の規定による集取 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p> <p>3（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 五（略）</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）第五十三条の二第一項の規定による集取を行う。</p> <p>3（略）</p>

独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>二 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p> <p>四 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第 号）第二十条の政令で定める事務</p>	<p>（業務の範囲） 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>二 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第 号）第二十条の政令で定める事務</p>

独立行政法人肥飼料検査所法（平成十一年法律第百八十六号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 四（略） 二 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 三（略） 四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p>	<p>（業務の範囲） 第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 四（略） 二 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 三（略）</p>

独立行政法人農薬検査所法（平成十一年法律第百八十七号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>2 検査所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査</p> <p>二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 検査所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>2 検査所は、前項の業務のほか、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査を行う。</p>

独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。</p> <p>5 センターは、第一項、第二項及び前項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十条第一項、第四項及び第五項に規定する業務</p> <p>二（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十条第一項及び第四項に規定する業務</p> <p>二（略）</p>

独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 五（略） 二 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 九（略） 十 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 五（略） 二 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一 九（略）</p>

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 薬事法第六十九条の二第一項又は第八十条の六第一項の規定による政令で定める立入検査、質問及び収去</p> <p>二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）第三十条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p> <p>附則</p> <p>（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正）</p> <p>第三十一条の二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十二条第一項中、「又は経済産業大臣」を「、経済産業大臣又は厚生労働大臣」に、「又は独立行政法人製品評価技術基盤機構」を「、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構」に改め、同項に次の一号を加える。</p> <p>三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 厚生労働大臣</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、薬事法第六十九条の二第一項又は第八十条の六第一項の規定による政令で定める立入検査、質問及び収去を行う。</p>

第三十二条第二項中「又は経済産業大臣」を「、経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改め、同条第四項中「又は経済産業省令」を「、経済産業省令又は厚生労働省令」に、「又は経済産業大臣」を「、経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改める。

第三十三条中「又は経済産業大臣」を「、経済産業大臣又は厚生労働大臣」に改める。